

契約担当官
航空自衛隊第8航空団
会計隊長 山崎 陽一郎

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

記

- 1 入 札 方 式 一般競争入札
- 2 入 札 日 時 令和8年10月30日 (金) 11時30分
- 3 入 札 場 所 福岡県築上郡築上町西八田 航空自衛隊築城基地会計隊入札室
- 4 参 加 資 格 (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当する者でないこと。
(2) 令和7・8・9年度の資格結果通知書(全省庁統一資格)で「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、九州地域の競争参加資格を有する者とする。
(3) 契約担当官等から、又は防衛省としての指名停止措置を受けている期間中のものでないこと。
ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
(4) 警備業法に定める都道府県公安委員会の認定を受けている者とする。
- 5 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。
- 6 保 証 金 入札保証金 免除
契約保証金 免除
- 7 契 約 方 法 確定契約
- 8 決 定 方 式 総額決定
- 9 入 札 の 無 効 4の参加資格のない者のした入札、又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 10 契約書等作成の有無 有
- 11 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約（請書）条項、役務供給契約（請書）条項及び適用契約条項の関係条項による。
- 12 契約条項を示す場所 航空自衛隊築城基地 会計隊契約班
- 13 入札に付する事項

品 名（件 名）	履行場所	履行期間	適要
手荷物検査、手荷物検査場設営及び撤収作業	航空自衛隊築城基地	令和8年11月28日 ～ 令和8年11月29日	入札書のとおり

- 14 そ の 他 (1) 代理人による入札参加は、「委任状」及び代理者の印鑑を持参するものとする。
(2) 入札参加希望者は、入札日開始前までにメール等にて「資格審査結果通知書」の写しと併せて都道府県公安委員会が発行した認定証等の写しを提出するものとする。その際、下記問い合わせ先に到着の有無を確認する。
(3) 郵便による入札を希望するものは、記録に残る方法を用いて入札日前日17:00までに下記連絡先まで郵送すること。※郵便による入札の場合は、再入札は辞退と見なします。
(4) 本書記載事項の詳細、その他不明な点については会計隊契約班に照会のこと。
なお、仕様内容についての問い合わせは、下記の管理隊担当者に連絡するものとする。
福岡県築上郡築上町西八田
航空自衛隊築城基地会計隊契約班 担当：高橋 担当：管理隊 伊禮（ｲﾚｲ）
電話 0930-56-1150（内線3522） （内線3583）
Mail TAKAHASHI m o e @ i n e t . a c i . m o d . g o . j p

入札書

下記のとおり、「入札及び契約心得」並びに入札条件等承諾の上提出します。

契約担当官
航空自衛隊第8航空団
会計隊長 山崎 陽一郎 殿

令和8年10月30日

住所
会社
代表者
氏名

印

履行期間	令和8年11月28日 ～ 令和8年11月29日	履行場所	航空自衛隊築城基地		
品名（件名）	規格	単位	数量	単価	金額
手荷物検査、手荷物検査場設営及び撤収作業		式	1		
	以下余白				
入札金額	¥				

委 任 状

契約担当官
航空自衛隊第8航空団
会計隊長 山崎 陽一郎 殿

次の者を代理人と定め、下記事項について委任します。

受 任 者
住 所
氏 名

⑩

記

手荷物検査、手荷物検査場設営及び撤収作業の入札の件

令和8年10月30日

委任者(会社名)

住 所
氏 名

⑩

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
		築基LPS-X00518	
品名又は件名	手荷物検査場設営及び手荷物検査	承認年月日	令和7年9月5日
		作成年月日	令和7年9月5日
		改正年月日	
		作成部隊名	
1 総則 1.1 適用範囲 この仕様書は、航空自衛隊築城基地で実施する航空祭における、来場者の手荷物検査、手荷物検査場への誘導、手荷物検査場の設営（前日含む。）、撤収について適用する。 2 役務に関する要求 2.1 役務内容 a) 手荷物検査場の設営、撤収 b) 来場者に対する手荷物検査 c) 手荷物検査場への誘導 2.2 役務実施要領 a) 履行日及び時間 調達要領指定書により示す。 b) 履行場所 調達要領指定書により示す。 c) 報告等 1) 来場者の手荷物検査に関して、トラブル等が発生した場合は、速やかに検査官に報告する。 2) 集合時及び役務終了時に監督官に対し、点呼報告をして確認を受ける。 3) 築城基地内へ持ち込みを禁止とする物品等を発見した際は、監督官に報告するとともに、手荷物預かり所へ誘導する。 2.3 手荷物検査の検査要領及び検査段階 調達要領指定書により示す。 2.4 基地内へ持ち込みを禁止する物品（基準） 調達要領指定書により示す。 2.5 工事門手荷物検査場配置要領 a) 手荷物検査場の配置（基準） 調達要領指定書により示す。			

- b) 検査レーン内の配置
検査レーン1列ごとに2台の作業用机（天板の基準寸法：60×175cm）（基準）を設置するものとする。
- c) 規制物の設置
来場者を手荷物検査場へ誘導及び、入場口への誘導を目的とした規制物（ヘビーコーン）を設置するものとする
- d) 荒天対策
調達要領指定書により示す。
- e) 待機場所
契約相手方の待機用テント（寸法、数量等任意）を設営するものとする。
- f) 手荷物検査場への監視カメラの設置
来場者の違法行為の証拠保存及び勤務員の検査行為の正当性を立証するため、検査レーン1列毎に監視カメラ1台を設置する。

2.6 シャトルバス乗降場手荷物検査場配置要領

- a) 手荷物検査場の配置（基準）
別図3のとおりとする。
- b) 検査レーン内の配置
検査レーン1列ごとに2台の作業用机（天板の基準寸法：60×175cm）（基準）を設置するものとする。
- c) 規制物の設置
来場者を手荷物検査場へ誘導を目的とした規制物（ヘビーコーン）を設置するものとする。
- d) 荒天対策
調達要領指定書により示す。
- e) 待機場所
契約相手方の待機用テント（寸法、数量等任意）を設営するものとする。
- f) 手荷物検査場への監視カメラの設置（基準）
契約相手方は、来場者の違法行為の証拠保存及び検査員の検査行為の正当性を立証するため、検査レーン3列毎に監視カメラ2台を設置する。

2.7 実施計画書、勤務時間計画書の提出

契約相手方は、監督官と事前に細部調整を実施し、監督官の指示する期限までに、勤務員の勤務時間、休憩取得時間が明確化された勤務時間計画書を提出するものとする。提出後、監督官と役務契約相手方、手荷物検査要領、勤務時間計画書に関して細部調整を実施する。

2.8 装備品等

- a) 暗闇時の安全対策処置（反射ベスト等の着用）を行う。
- b) 手荷物検査場の荒天対策用のテント、長机、椅子、監視カメラ、金属探知機、来場者を手荷物検査場に誘導するために必要な規制物（ヘビーコーン）、手荷物検査要員の待機場所として必要なテント等については、契約相手方において準備する。

- c) 契約相手方服装については、契約相手側の指定した、統一された服装とする。

3 休憩時間

2.2 項において示す各勤務時間は労働基準法に基づく休憩を含むものとし、来場者の状況を勘案し、休憩させるものとする。

4 監督・検査等

4.1 監督

実施計画書を事前に確認するほか、直接監督方式により、監督する。

4.2 検査

一連の役務を直接検査方式により、検査する。

5 秘密保全等

契約相手方は、本役務に関して知り得た自衛隊及び基地に関する情報について、他に漏洩してはならない。

6 その他要求事項

- a) 来場者と契約相手方において発生した事故等については、契約相手方責任において対処するものとする。
- b) 航空祭当日に使用する資材等については、調達要領指定書に示す期限までに築城基地内に搬入するものとし、細部は、監督官と別途調整するものとする。
- c) 契約相手方は、来場者とのトラブル防止に努める。
- d) 配置場所等について変更が生じた場合、契約相手側は、監督官の指示に従うものとする。
- e) 本仕様書に記載のない事項及び疑義等については、契約担当官と協議するものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	役 務 要 求 番 号	監－71
	役 務 要 求 年 月 日	令和8年10月2日
	作 成 部 隊	管理隊
	作 成 年 月 日	令和8年10月2日
品 名	手荷物検査場設営及び手荷物検査	
仕 様 書 番 号	築基LPS－X00518	

指定事項については、次のとおりとする。

2.2 役務実施要領

a) 履行日及び時間
令和8年11月29日（日）0430～1600

b) 履行場所
築城基地（別表1、別図1のとおり。）

2.3 手荷物検査の検査要領及び検査段階
別図2のとおりとする。

2.4 基地内へ持ち込みを禁止する物品
別表2のとおりとする。

2.5 工事用手荷物検査場配置要領

a) 手荷物検査場の配置（基準）
別図3のとおり。

d) 荒天対策
検査レーンを10列作成することを基準とし、右8レーンは検査レーン4列毎に、6本脚テント（寸法：360×670cm）（基準）を前後に設置するものとし、左2レーンは検査レーン2列に6本脚テント（寸法：360×670cm）（基準）を前後に設置するものとする。（別図3参照）

2.6 シャトルバス乗降場手荷物検査場

d) 荒天対策
検査レーン2列毎に、6本脚テント（寸法：360×670cm）（基準）を設置するものとする。（別図3参照）

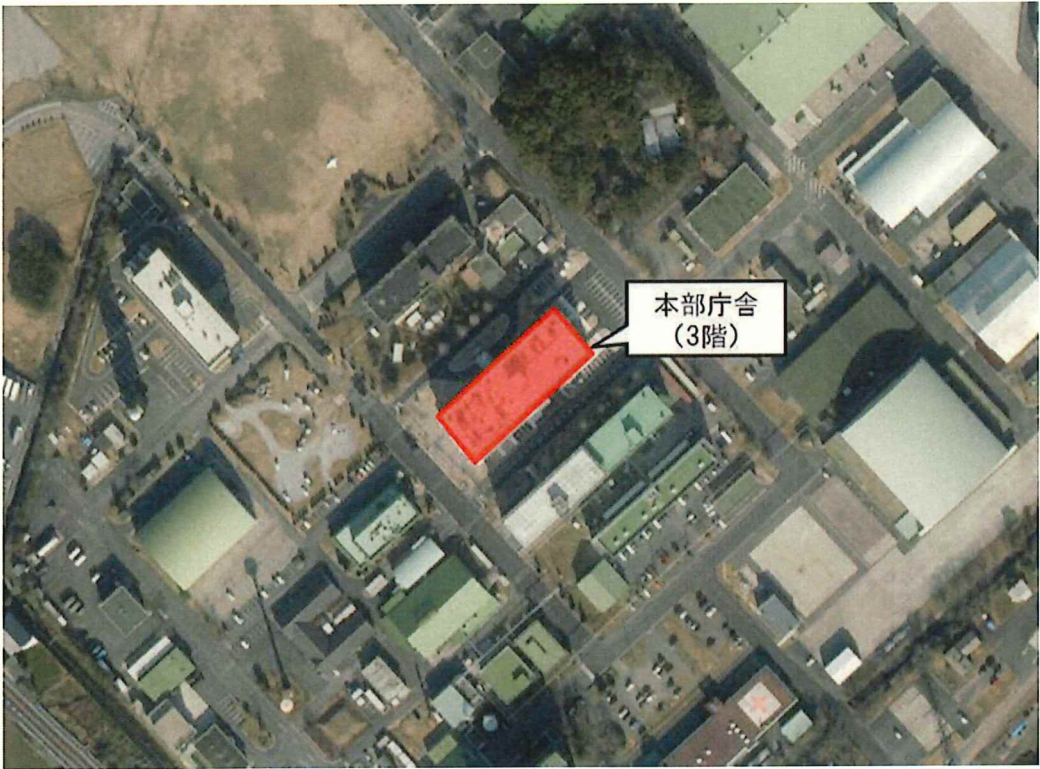
6 その他の要求事項

b) 令和8年11月28日（土）1400～1600

検査員配置場所及び検査時間等（航空祭）

検査場所	配置人員	人 員	統制時間	検査要員点呼場所
築城基地工事 門駐車場	手荷物検査統制本部	2 名	0430～1600	築城基地工事門駐車場
	全般監視員	4 名		点呼時間
	誘導要員	4 名		0430
	検査要員（男性）	3 4 名		
	検査要員（女性）	6 名		
シャトルバス 乗降場	全般監視員	4 名		
	誘導要員	3 名		
	検査要員（男性）	1 5 名		
	検査要員（女性）	3 名		
	合計	7 5 名		

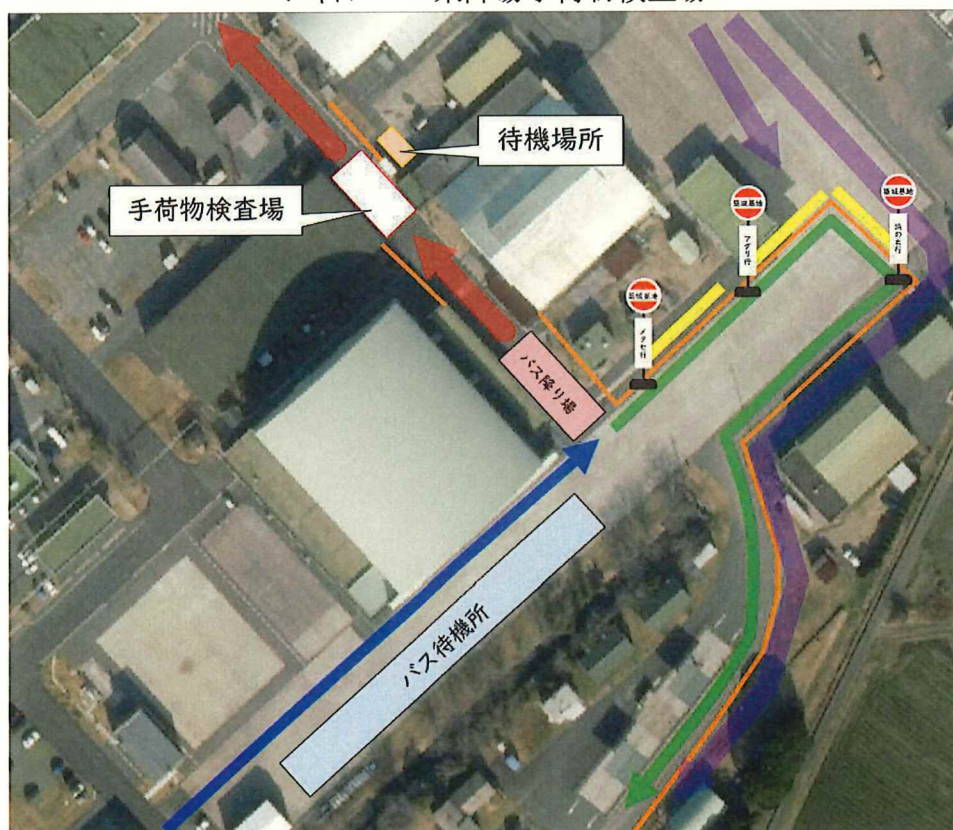
手荷物検査統制本部



工事門手荷物検査場



シャトルバス乗降場手荷物検査場



基地内持ち込み禁止物品一覧（基準）

No.	品 名
1	三脚、脚立類
2	酒類・アルコール類
3	銃砲刀剣類（スタンガン、模擬刀、エアガン等含む。）
4	引火性液体及び可燃性物質等（火災のおそれがあるもの。）
5	火薬類
6	高圧ガス類（カセットコンロ用ガス、スプレー缶等）
7	毒物類，劇物類
8	放射性物質
9	テント
1 0	小型無人機等（ドローン、ラジコン機等）
1 1	キックボード、スケートボード等
1 2	ペット等（介助犬等を除く。）
1 3	レーザーポインター等
1 4	政治的活動、集会等で使用される恐れのある物（ビラ、のぼり、垂れ幕等）
1 5	その他、監督官が別示するもの

検査要領及び検査段階（基準）

(1) 検査段階 1

検査段階	定 義	検査対象	検査要領
1	平素の保安状況	徒歩来場者	・ 身 体 検 査…目視にて確認する。 ・ 手荷物検査…鞆等を開放させて確認する。 ・ 液 体 検 査…開封済の飲料水は口に含ませる。
対 象	項 目	要 領	
徒歩来場者	身体検査	<u>目視にて確認する。</u> 着衣に気になる点があれば確認する。例：ポケットの膨らみ ポケット等の中身は相手に取り出させる。 <u>自分で取り出さない。</u>	
	手荷物検査	鞆等を開放させて確認する。 鞆等の開放については本人に行わせる。 <u>自分で開けない。</u> 持ち込みを禁止している危険物や刀剣類、液体が入っていないか口頭で尋ねるとともに、目視で中身を確認する。	
	液体検査	<u>開封済の飲料水は口に含ませる。</u> 水筒やペットボトル等の飲料水を確認したならば、 <u>開封済のものについては、本人の口に含ませ、</u> 内容物が危険でないか確認する。	

(2) 検査段階 2

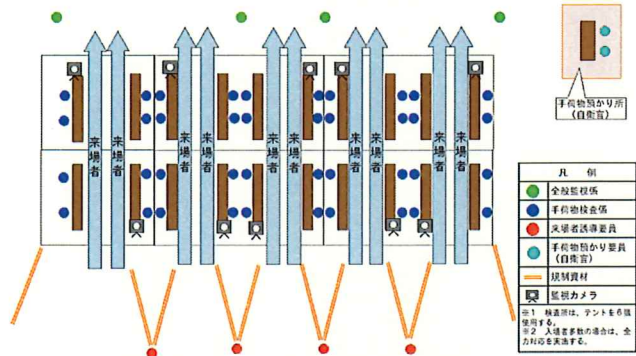
検査段階	定 義	検査対象	検査要領
2	基地内で反基地活動や妨害行為等の兆候、情報を入手した場合	徒歩来場者	・ 身 体 検 査…目視にて確認する。 ・ 手荷物検査…鞆等を開放後、中から荷物を取り出させ確認する。 ・ 液 体 検 査…開封済の飲料水は口に含ませる。 液体は用法に則り使用させる。
対 象	項 目	要 領	
徒歩来場者	身体検査	<u>目視にて確認する。</u> 着衣に気になる点があれば確認する。例：ポケットの膨らみ ポケット等の中身は相手に取り出させる。 <u>自分で取り出さない。</u>	
	手荷物検査	鞆等を開放後、中から荷物を取り出させ確認する。 鞆等の開放については本人に行わせる。 <u>自分で開けない。</u> 確認が必要な荷物は、鞆等から取り出してもらい確認する。	
	液体検査	<u>開封済の飲料水を口に含ませる。</u> 水筒やペットボトル等の飲料水を確認したならば、 <u>開封済のものについては、本人の口に含ませ、</u> 内容物が危険でないか確認する。 <u>飲料水以外の液体については、その用法に則り使用させ安全性を確認する。</u> 例：ハンドクリーム、化粧水等	

(3) 検査段階 3

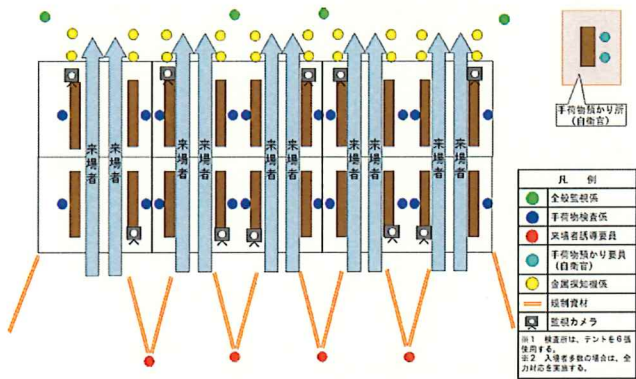
検査段階	定 義	検査対象	検査要領
3	基地内で反基地活動や妨害行為等の明白な兆候、情報を入手した場合（威力業務妨害等）	徒歩来場者	・ 身 体 検 査…金属探知機を使用する。 ・ 手荷物検査…鞆等を開放後、中から荷物を取り出させ確認する。 ・ 液 体 検 査…全ての飲料水を口に含ませる。 液体は用法に則り使用させる。
対 象	項 目	要 領	
徒歩来場者	身体検査	<u>金属探知機を使用する。</u> 検査実施前に所持又は身に付けている金属は取り外してもらう。 金属探知機が反応した箇所については確認する。	
	手荷物検査	鞆等を開放後、中から荷物を取り出させ確認する。 鞆等の開放については本人に行わせる。 <u>自分で開けない。</u> 確認が必要な荷物は、鞆等から取り出してもらい確認する。	
	液体検査	<u>全ての飲料水を口に含ませる。</u> <u>開封の有無を問わず、飲料水は本人の口に含ませ、</u> 内容物が危険でないか確認する。 飲料水以外の液体については、その用法に則り使用させ安全性を確認する。 例：ハンドクリーム、化粧水等	

手荷物検査場レイアウト(基準)

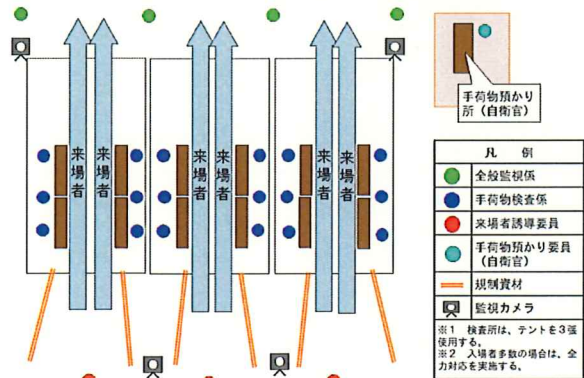
(1) 工事門手荷物検査場(検査段階1, 2)



(2) 工事門手荷物検査場(検査段階3)



(3) シャトルバス乗降場手荷物検査場(検査段階1, 2)



(4) シャトルバス乗降場手荷物検査場(検査段階3)

